（庶務）

第五条　協議会の庶務は、厚生労働省労働基準局総務課において処理する。

（協議会の運営）

第六条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この政令は、過労死等防止対策推進法の施行の日（平成二十六年十一月一日）から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

府　令

○内閣府令第六十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第三十六条及び第三十六条の二第一項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「、本籍（日本国籍を有しない者にあつては、国籍）」を削る。

第二十一条第一号イ中「住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を「住民票記載事項証明書」に「第五号に掲げる事項」を「本籍地都道府県名」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、同号中ニを削り、同号ホ中「からニまで」を「及びロ」に、「本籍及び生年月日」を「生年月日及び本籍地都道府県名」に改め、同号中ホをハとする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の十二及び第百八条の三十二の二第六項並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の六第一項第一号ハ、第二項第一号ハ及び第四項第一号ハの規定に基づき、指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月十七日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則

（指定講習機関に関する規則の一部改正）

第一条　指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「（以下「国籍等」という。）」を削る。

第十二条第一項第一号中「本籍又は国籍等、」を削る。

（届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正）

第二条　届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「（以下「国籍等」という。）」を削る。

第六条第一項第一号中「本籍又は国籍等、」を削る。

（運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部改正）

第三条　運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「本籍又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等、」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第四百三十七号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十一月十七日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十月十七日

法務大臣　馬場みどり

沖縄縣宮古郡多良間村字塩川二百五十四番地
下地　朝理

○法務省告示第四百三十八号

神戸市長田区役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十一月十七日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、長田区役所又は神戸地方法務局に照会すること。

平成二十六年十月十七日

法務大臣　馬場みどり

神戸市林田区御崎本町三丁目三十一番地
井本喜三郎

○法務省告示第四百三十九号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十一月十七日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十月十七日

法務大臣　馬場みどり

沖縄縣宮古郡多良間村字塩川二百八番地
洌鎌　常量

○法務省告示第四百四十号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十一月十七日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十月十七日

法務大臣　馬場みどり

沖縄縣多良間島仲筋村二百四番地　上原　豢慰

○法務省告示第四百四十一号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十一月十七日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。